令和８・９年度　入札参加資格審査申請要領【建設工事】

大口町が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札に参加するには、入札参加の資格審査を受けなければなりません。

入札参加の資格審査を希望される方は、当要領に基づき、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により、適正な入札参加資格申請を行ってください。

１　申請者の要件

入札参加の資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

（１）あいち電子調達共同システム（CALS/EC）参加自治体に共通する要件

ア　入札参加の資格審査を希望する業種について、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に基づく建設業の許可（許可の更新申請中のものを含む。）を受けていること。

イ　入札参加の資格審査を希望する業種について、次の経営事項審査の総合評定値の通知を受けていること。

（ア）「定時受付」に申請される方

審査基準日（決算日）が、令和６年７月１日から令和７年６月３０日までの間にあるもの。

ただし、令和７年７月１日以降の審査基準日において、合併・分割・事業譲渡等による経営事項審査を受審し、又は決算期の変更等により、審査基準日が上記期間に該当しない場合には、入札参加資格申請時に変更後の審査基準日における経営事項審査の総合評定値の通知があるときに限り、この要件を満たしているものとします。

（イ）「随時受付」に申請される方

入札参加資格申請日の直前に受けたものであり、かつ、申請日からさかのぼって１年７か月以内の日を審査基準日とするもの。

ウ　地方自治法施行令第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。

地方自治法施行令　（抜粋） （一般競争入札の参加者の資格） 第１６７条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。 一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者 二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者 （指名競争入札の参加者の資格） 第１６７条の１１　第１６７条の４の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

エ　次に掲げる国税及び愛知県税が未納でないこと（ただし、愛知県税については、愛知県に納税義務がある事業者に限る。）。

【国　　税】

法人の方　法人税、消費税及び地方消費税

個人の方　申告所得税、消費税及び地方消費税

【愛知県税】

法人の方　法人県民税、法人事業税（特別法人事業税、地方法人特別税を含む）及び自動車税

個人の方　個人事業税及び自動車税

（２）大口町が個別に定める要件

ア　次に掲げる大口町税が未納でないこと（ただし、大口町に納税義務がある事業者に限る）。

法人の方　法人町民税、固定資産税及び軽自動車税

個人の方　県町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税

イ　雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていること（ただし、届出を行う義務のある方に限る）。

ウ　「大口町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成２４年７月２４日付け大口町長・大口町教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

２　入札参加資格申請の方法

（１）入札参加資格申請をする方は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

（ポータルサイト　https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp）

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉－「操作手引書」－「入札参加資格申請」及び「参考資料」－「入札参加資格申請の手引き」

（２）入札参加資格申請については、支店等の有無に関わらず、電子入札コアシステムに対応した民間認証局が発行する本店（建設業法上の主たる営業所）の代表者名義のICカードで行ってください。

（３）本店（建設業法上の主たる営業所）以外に支店や営業所等を開設している場合でも、本店を含めたどこか１つの営業所で申請してください（複数の営業所等の申請はできません。）。

契約を締結する営業所は、建設業法上の営業所としての設置の許可及びその営業所における業種の許可が必要です（建設業許可申請の手引きを参照してください。）。

（４）入札参加資格申請の必要事項の入力の際は、画面上の注意、操作手引書（ポータルサイト掲載）及び後記「入札参加資格申請上の注意点」に従ってください。

（５）入札参加資格申請データを送信後、速やかに後記「４　別送書類」（１）で示す別送書類を郵送してください。

（６）世界貿易機関（ＷＴＯ）の特定調達に係る特定役務の入札のみを希望する場合は、申請時に後記「４　別送書類」（３）に記載する提出先に、その旨を申し出てください（この取扱いは、具体的な案件等がある場合に限り行います。）。

３　受付期間

（１）定時受付

令和８年１月５日（月）から令和８年２月１６日（月）まで

平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前８時から午後８時まで

審査は原則受付順に実施します。早期の入札参加資格申請にご協力ください。

また、申請先自治体で別送書類が異なる場合があるため、事前に確認し用意した上で申請してください。

（２）随時受付

令和８年４月１日（水）から令和１０年１月３１日（月）まで

平日（日曜日、土曜日、休日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの日を除く。）の午前８時から午後８時まで

４　別送書類

入札参加資格申請データを入力・送信後、到達確認画面から「別送書類送付書」を印刷し、「別送書類送付票」を郵送する封筒に貼り、（１）に記載する書類各１部を「別送書類送付書」とともに、（２）に記載する提出期日までに郵送してください。

別送書類（各種証明書等）は、入札参加資格申請日において、発行日より３か月以内のものに限ります（鮮明であれば写し（コピー）可）。

（１）提出書類等

ア　あいち電子調達共同システム（CALS/EC）に参加している自治体との共通審査項目に関する書類

申請先自治体の中から、代表して入札参加資格申請要件を審査する自治体（以下「代表審査自治体」という。）が申請画面で示されますので、その自治体が審査を行うこととなります。

書類名	代表審査自治体	摘要
納税証明書（国税）	大口町の場合	以下のいずれかの書類を（３）の提出先に郵送してください。 納税証明書（「その３の２」又は「その３の３」） ・法人の方「その３の３」 ・個人の方「その３の２」 （本店所在地を管轄する税務署（窓口又はオンライン）で交付を受けることができます。）
	大口町以外の場合	上記の書類を申請画面で表示された代表審査自治体に郵送してください。
納税証明書（県税）	愛知県の場合	提出書類は不要です。入札参加資格申請時に入力した課税番号で愛知県が確認します。 ※　ただし、納税状況が確認できない場合は、愛知県県税事務所発行の納税証明書を求めることがあります。
	大口町の場合	以下のいずれかの書類を（３）の提出先に郵送してください。 ・愛知県県税事務所が発行した納税証明書（未納税額がないこと用） ・愛知県に納税義務がないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」 【参考】ﾎﾟｰﾀﾙｻｲﾄｰ〈操作手引書/ﾁｭｰﾄﾘｱﾙ〉－「参考資料」－「入札参加資格申請の手引き」－「4.4 愛知県税に納税義務がないことの申出書」
	その他の場合	上記の書類を申請画面で表示された代表審査自治体に郵送してください。

イ　大口町が独自に設定する要件に関する書類

書類名	摘要	
納税証明書 （大口町税）	・法人の方　「法人町民税」「固定資産税」「軽自動車税」 ・個人の方　「町県民税」「固定資産税」「軽自動車税」「国民健康保険税」 上記の未納がないことの証明	
社会保険届出を確認できる書類	最新の経営事項審査結果通知書において「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている方	経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写しを提出してください。
	最新の経営事項審査結果通知書において「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「無」になっている方	以下のいずれかの書類を提出してください。 ・直近１月分の社会保険料の領収書の写し ・健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険領収書の写し ・標準報酬月額決定通知書の写し ・社会保険料納入証明書 ・健康保険・厚生年金保険新規適用届（事業主控）の写し（納入実績がない場合） ・届出の義務がない場合は、「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務がないことの申出書」（別記様式）
雇用保険届出を確認できる書類	最新の経営事項審査結果通知書において「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている方	経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写しを提出してください。

（２）提出期日

ア　定時受付

入札参加資格申請データの送信日から７日以内必着。データ送信日と同日の発送にご協力ください。

ただし、最終提出期限は、令和８年２月２４日（火）必着。

イ　随時受付

入札参加資格申請データ送信日から７日以内必着。データ送信日と同日の発送にご協力ください。

なお、データ送信日から７日以内に別送書類の提出がない場合は、不受理となることがあります。

※　上記ア、イの提出期日の最終日が日曜日、土曜日、休日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの間にあたる場合は、その日以後の最初の平日とします。

【注意事項】
入札参加資格申請データの送信後は、申請内容の修正ができません。申請内容を十分確認した上で送信してください。特に定時受付期間中は、令和８・９年度定時受付及び令和６・７年度随時受付ともに申請の取下げができませんので注意してください。

（３）提出先

〒４８０－０１４４
愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目１５５番地
大口町　総務部行政課　設計契約グループ
電話番号：０５８７－９５－１６９９（直通）

5　入札参加の資格審査

（１）入札参加の資格審査は、前記「１　申請者の要件」を満たしていることを確認します。

（２）申請する工事業種ごとに、経営事項審査の総合評定値の点数をもって総合点数とします。

（３）前号の総合点数に基づき、いずれかの等級に格付します。ただし、災害等で緊急の必要があると認めるとき、特定の機械又は技術を必要とするとき、その他特に必要があると認めるときは、当該等級の区分にかかわらず、当該等級以外の等級にかかる競争入札に参加することができるものとする。

6　入札参加の資格審査（格付）状況照会

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）にアクセスして、入札参加の資格審査（格付）の進捗状況を参照することができます。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会/補正」→「申請状況照会/補正申請」から、現在の進捗状況を確認することができます。

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉－「操作手引書」－「入札参加資格申請」－６章「６．１　申請状況照会」

別送書類及び入札参加資格申請の内容に不備等がある場合は、申請先自治体から補正指示が出されている場合があります。入札参加資格申請データ送信後に、必ず審査（格付）の進捗状況を確認してください（補正申請をしない場合、不受理となることがあります。）。

7　入札参加の資格審査（格付）結果

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）にアクセスして、入札参加の資格審査（格付）結果を参照することができます（書面による通知は行いませんが、審査終了のメールが送信されます。）。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会/補正」→「格付結果照会」

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉→「操作手引書」－「入札参加資格申請」→１１章「１１．１　格付結果照会」

なお、定時受付の場合は、令和８年３月末までに審査終了のメールが送信される予定であり、令和８年４月１日（水）から格付結果の参照が可能です。

8　入札参加資格の有効期限

入札参加資格決定の日（定時受付分は令和８年４月１日（水））から令和１０年３月３１日（金）まで有効とします。

ただし、令和１０年４月１日（土）以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間、従前の入札参加資格は、その効力を有します。

9　会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う入札参加資格の取扱いについて

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の５第１項及び第１６７条の１１第２項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第４条の規定による特定調達契約の対象となる競争入札参加資格者として認められた方であって、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく会社更生手続開始決定又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始決定を受けた方は、再度の入札参加資格申請をし、認定を受ける必要があります。

10　グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査における結果に基づく入札参加資格の取扱いについて

平成２０年国土交通省告示第８５号附則四又は六の規定に基づき国土交通大臣が企業集団として認定した場合、当該企業集団の代表建設業者として経営事項審査の結果の通知を受けた方は、当該企業集団の代表建設業者として再登録を受けることができます。

その場合、当該企業集団に属する代表建設業者以外の建設業者が現に登録されているときは、当該建設業者の登録を取り消すこととなります。

11　入札参加資格決定後における登録内容の変更等について

入札参加資格の登録内容に変更等が生じた場合は、次のとおり速やかに変更の手続きを行ってください。

ただし、定時受付分に係る入札参加資格申請データ送信後の変更は、令和８年４月１日（水）以降に受付を行います。

（１）申請方法及び別送書類（各種証明書等）について

ア　以下の項目については、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

（ポータルサイト　https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp）

変更等事項	添付書類（別送書類）
①　商号又は名称（支店営業所を含む。）	なし ※ただし、IC カードの変更・登録が必要です。
②　所在地、郵便番号、電話番号、ＦＡＸ番号又はＥメールアドレス（支店営業所を含む。）	なし ※ただし、所在地が変わる場合は、IC カードの変更・登録が必要です。
③　建設業許可（業種追加を除く。）に関する事項	なし
④　資本金（法人のみ）	なし
⑤　本店（建設業法上の主たる営業所）代表者の職名又は氏名	なし ※ただし、代表者の氏名が変わる場合は、IC カードの変更・登録が必要です。
⑥　契約を締結する営業所代表者の職名又は氏名	なし ※ただし、営業所代表者の氏名が変わる場合は、IC カードの変更・登録が必要です。
⑦　廃業（入札参加資格の全部取下げを含む。）又は一部取下げ	なし
⑨　個人から法人への組織変更	（例） ・個人の建設業廃業届又は許可取消通知書の写し ・法人の建設業の許可を証する書面（許可通知書の写し等） ・登記事項証明書の写し ・個人廃業時及び法人の経営業務の管理責任者証明書の写し ・法人の建設業許可申請書（別表を含む。）の写し ・法人の経営事項審査の総合評定通知書の写し

⑩　合併、営業権譲渡等による事業の承継	（例） ・事業を承継した法人の建設業の許可を証する書面（許可通知書の写し等） ・合併・営業権譲渡等契約書の写し ・登記事項証明書の写し ・法人の規模により合併・営業権譲渡等に関する公正取引委員会の届出受理書の写し ・事業を承継した法人の建設業許可申請書又は建設業の許可に関する変更届出書及びそれらの書類に添付した別表の写し
⑪　相続による事業の承継	（例） ・相続関係を証する書面（戸籍謄本等） ・相続人の建設業の許可関係を証する書面（許可通知書の写し等） ・相続人の建設業許可申請書の写し ・相続人の経営事項審査の総合評定値通知書の写し

②及び⑤について、契約を締結する営業所を本店としている場合は、「申請者・資本金の変更」及び「営業所の登録内容の変更」とともに必要事項を入力して、送信してください。

※　ICカード登録情報に変更等が生じた場合は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の利用規約「代表者が変更になった場合の利用者ＩＣカード登録手順」を参照し、速やかに手続きを行ってください。

なお、旧代表者名義のICカードは使用できません。旧代表者名義のICカードを使用した場合、指名停止措置等の対象となる場合があります。

【参考】ポータルサイトー〈利用規約/ICカード〉ー「あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の利用規約」ー「代表者が変更になった場合の利用者ＩＣカード登録手順」

さらに、⑨～⑪については、営業の同一性が認められる場合のみ、入札参加資格を承継することができます。また、内容確認のため、上記以外の添付書類を提出していただく場合があります。

イ　以下の項目については、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）では申請できません。（３）に記載する提出先に郵送により次表の別送書類を提出してください。

変更等事項	添付書類（別送書類）
⑧　資本関係又は人的関係（全て解消された場合及び新たに生じた場合を含む）	なし

ウ　登録業種の追加に関する事項について

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

（ポータルサイト　https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp）

入札参加資格申請データ送信後、到達確認画面から「別送書類送付書」を印刷し、「別送書類送付票」を郵送する封筒に貼り、（３）に記載する提出先に、次表の書類を別送書類送付書とともに郵送により提出してください。なお、別送書類（各種証明書等）は、申請日において発行日より３か月以内のものに限ります。

変更等事項	添付書類（別送書類）
⑫　業種追加に関する事項	４（１）に記載する書類

（２）提出期日

入札参加資格申請データ送信日から７日以内必着。

※　提出期日の最終日が日曜日、土曜日、休日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの間にあたる場合は、その日以後の最初の平日とします。

（３）提出先（郵送先）

〒４８０－０１４４

愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目１５５番地

大口町　総務部行政課　設計契約グループ

電話番号：０５８７－９５－１６９９（直通）

12　その他

（１）入札参加資格申請に際しては、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の入札参加資格申請をした場合は、指名停止措置や入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。

（２）入札参加資格申請後は、確認のために入札参加資格申請内容を証明する書面の提示（提出）を求めることがありますので、入札参加資格申請は、必ず書面で証明できる内容により行ってください。

また、入札参加資格申請の内容を証明する書面は、入札参加資格者名簿の有効期間中は保管しておいてください。

（３）当該入札参加資格申請に基づく入札参加資格者名簿は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の入札情報サービスで公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。

（４）公共工事を直接官公庁から受注しようとする方は、この入札参加資格申請とは別に、経営事項審査を毎年速やかに受ける必要があります。

経営事項審査を受けていない場合、入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。

愛知県知事許可を受けている方は、愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室建設業第一グループへお問い合わせください。（電話番号：052-954-6502）

また、建設業許可の更新（５年ごと）についても、経営事項審査と同様に更新を行っていない場合、入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。

【入札参加資格申請上の注意点】

入札参加資格申請の内容の入力を行う前に、各申請先自治体の申請項目、別送書類等をご確認ください。

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）

ポータルサイト　https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉ー「操作手引書」ー「入札参加資格申請」→５章「５．１　建設工事新規申請」

１　申請者情報入力

（１）建設業許可番号

一般建設業許可と特定建設業許可を共に保有している方は、必ず、「特定建設業許可番号」を入力してください。

（２）経営事項審査基準日

ア　入札参加資格申請データ送信時に、経営事項審査結果と入札参加資格申請内容との照合を自動で行っています。

照合の結果、不整合が生じる場合は、「仮受付」となり、「補正指示メール」が自動的に申請者連絡先に設定したEメールアドレスに送信されます。

このメールが届いた場合は、申請先自治体への入札参加資格申請の内容の送信が完了していない状態ですので、経営事項審査の総合評定値結果通知書の内容と入札参加資格申請の内容を再度確認し、補正申請を行ってください。

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉ー「操作手引書」ー「入札参加資格申請」→８章「８．１　補正申請」

（補正申請が必要な例）

○「建設業許可番号」：該当する許可番号の経営事項審査結果が存在しない。

→　許可番号の入力が正しいか確認してください。

○「審査基準日」：該当する審査基準日の経営事項審査結果が存在しない。

→　審査基準日の入力が正しいか確認してください。

※定時受付の場合は、審査基準日が令和６年７月１日から令和７年６月３０日の間の日付で入力されているか、ご確認ください。

○「資格審査希望業種」：後記「２　契約営業所入力」（３）でチェックした業種の経営事項審査結果が存在しない。

→　経営事項審査を受けていない業種を選択することはできません。

○「資格審査希望業種」：後記「２　契約営業所入力」（４）でチェックした業種の経営事項審査結果が存在しない。

→　経営事項審査を受けていない業種を申請することはできません。

イ　次の事例に該当する場合は、必ず仮受付となります。管理自治体で対応しますので、画面表示される管理自治体に連絡してください。

（ア）経営事項審査の結果通知を受けた後で、許可番号の変更（知事許可から大臣許可など）があり、結果通知の許可番号と一致しない許可番号で入札参加資格申請している場合

（イ）経営事項審査の結果通知を受けた後で、許可区分（特定・一般）の変更があり、結果通知の許可区分と一致しない区分で入札参加資格申請している場合

【参考】◆　管理自治体の決定方法について

ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉－「操作手引書」－「入札参加資格申請」－３章「３．１　管理自治体とは」

◆　補正申請や申請状況照会の操作について

ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉－「操作手引書」－「入札参加資格申請」－６章「６．１　申請状況照会」

ウ　定時受付において、次の事例に該当する場合は、例外的に審査基準日を令和７年７月１日以降で入力することとなります。入札参加資格申請データ送信後に、管理自治体に連絡してください。

（ア）令和７年７月１日以降の審査基準日で、合併・分割・事業譲渡等による経営事項審査を受審し、その結果通知が申請日の時点で到達している場合

（イ）決算期の変更により、審査基準日を令和６年７月１日から令和７年６月３０日の期間内とする経審を受審していない場合（ただし、令和７年７月１日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知が到達している場合に限る。）

（ウ）令和７年７月１日以降を審査基準日とする経営事項審査が初めての受審である場合又は令和６年７月１日から令和７年６月３０日の期間を審査基準日とする経営事項審査を何らかの理由で受審していない場合（ただし、令和７年７月１日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知が到達している場合に限る。）

（エ）令和７年７月１日以降を審査基準日とする経営事項審査で、令和７年６月３０日以前を審査基準日とする経営事項審査において受審していない業種を新たに受審し、その業種について申請を行っている場合。（ただし、令和７年７月１日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知が到達している場合に限る。）

（３）　申請者情報

ア　所在地

入力欄には、プルダウンメニューで選択した以降の住所のみ入力してください。（名古屋市の場合は、区までプルダウンメニューで選択してください。）

（例）愛知県　▼　名古屋市中区　▼　三の丸３－１－２

※　所在地が愛知県外の場合は、「市区」は選択できません。「住所」に市区町村名から入力してください。

イ　商号又は名称（フリガナ）

「カブシキガイシャ」や「(カブ)」などは入力せず、社名のみのフリガナを入力してください。

ウ　商号又は名称（漢字）

各組織名の略号は次のとおりですので、該当するものをプルダウンメニューで選択してください。

コード	略号	組織名	コード	略号	組織名
1	(株)	株式会社	13	(監)	監査法人
2	(有)	有限会社	14	(福)	社会福祉法人
3	(資)	合資会社	15	(訓)	職業訓練法人
4	(名)	合名会社	16	(独)	独立行政法人
5	(同)	協同組合	17	(特)	特定非営利活動法人
6	(業)	協業組合	18	(中間)	中間法人
7	(企)	企業組合	19	(合)	合同会社
8	(財)	財団法人	20	(他)	その他
9	(相)	相互会社	21	(一社)	一般社団法人
10	(社)	社団法人	22	(一財)	一般財団法人
11	(医)	医療法人	23	(公社)	公益社団法人
12	(学)	学校法人	24	(公財)	公益財団法人

エ　代表者職氏名

個人事業主の場合は、「代表者職氏名（役職）」は空欄にしてください。

オ　連絡先

補正指示や審査終了等のメールは、連絡先に入力したEメールアドレスに送られますので、入力内容に誤りがないよう注意してください。

（4）申請先選択

入札参加資格申請を行う自治体に、チェックを入れてください。

なお、定時受付期間中は、入札参加資格申請データ送信後に、申請する自治体を追加することはできません。必ず入札参加資格申請を希望する自治体全てにチェックを入れて、入札参加資格申請データ送信を行ってください。

2　契約営業所入力

（1）所在地

契約を締結する営業所の住所は、通常統一的に使用する住所を記入してください。

入力欄には、プルダウンメニューで選択した以降の住所のみ入力してください。

（名古屋市の場合は、区までプルダウンメニューで選択してください。）

（例）愛知県　▼　名古屋市中区　▼　三の丸３－１－２

※　所在地が愛知県外の場合は、「市区」は選択できません。「住所」に市区町村名から入力

してください。

（２）契約を締結する営業所を本店（建設業法上の主たる営業所）以外とする場合の委任事項
委任期間は、令和１０年３月３１日までと入力してください。

（３）契約を締結する営業所の許可業種
契約を締結する営業所で受けている許可業種で、かつ１（２）で入力した審査基準日の経営事項審査において総合評定値の通知を受けている業種を選択してください。

（４）資格審査を希望する業種
別表１『発注工事の種類に対し資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする許可業種（例示)』、別表２『「契約を締結する営業所の許可業種」及び「資格審査を希望する業種の略号」』及び別表３『専門工事を希望する業種の略号』を参照の上、入札参加の資格審査を希望する業種を選択してください。
なお、大口町においては、別表３の専門工事業種の登録は行っておりません。
また、入札参加の資格審査を希望する業種は、１（２）で入力した審査基準日の経営事項審査において総合評定値の通知を受けている業種でなければなりません。

３　共通情報入力

（１）資本金（法人のみ）
入札参加資格申請時点での資本金額を入力してください。入札参加資格申請時点のため、経営事項審査の総合評定値通知書に記載の資本金額と相違があっても構いません。

（２）営業年数
建設業許可を取得してから入札参加資格申請時までの営業年数を入力してください（１年未満端数は切り捨て)。

（３）建設業労働災害防止協会
労働災害防止団体法（昭和３９年法律第１１８号）に基づき設立された団体への加入又は未加入を選択してください。
また、加入している場合は、建設業労働災害防止協会加入証明書に記載してある会員番号及び交付年月日を入力してください。
なお、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)上の制限から会員番号が入力できない場合は、半角で「00000000」と（「0」を８桁）入力してください。
照会先　建設業労働災害防止協会愛知県支部【電話052-242-4441】

（４）建設業退職金共済制度
中小企業退職金共済法（昭和３４年法律第１６０号）に基づき創設された勤労者退職金共済

機構建設業退職金共済事業への加入又は未加入を選択してください。

また、加入している場合は、建設業退職金共済事業加入・履行証明書に記載してある共済契約者番号及び証明書番号を入力してください。

なお、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）上の制限から共済契約者番号及び証明書番号が入力できない場合は、半角で「00000000」と（「0」を８桁）入力してください。

照会先　勤労者退職金共済機構建設業退職金共済愛知県支部【電話052-243-0871】

（５）ISO認証取得状況

入札参加資格申請時において、「ISO9001」「ISO14001」のいずれかを（公財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関からの認証又は未認証を選択してください。

認証の場合は、認証番号を入力してください。あいち電子調達共同システム（CALS/EC）上の制限から認証番号が入力できない場合は、半角で「00000000」と（「0」を８桁）入力してください。

なお、認証取得している部門は問いませんが、大口町と契約を締結する営業所において、認証を受けている必要があります。

（６）常勤職員数

入札参加資格申請日現在において常時雇用している従業員の数を入力してください。本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額の給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することを指します。

なお、「技術職員」及び「事務職員」は、専ら建設業に従事している職員を指し、「その他職員」は、それ以外（兼業部門等）の職員及び常勤役員を指します。

（７）有資格者技術職員数等

ア　入札参加資格申請日現在における有資格者数を入力してください。

なお、資格者の人数は、会社全体での資格者数とし、１人で何種類も資格のある方については、該当する資格の欄すべてに入力してください。

ただし、１級○○・２級○○については、上位のもののみを入力してください。

イ　「合計」欄は、該当する資格の延べ人数を入力し、「実人員」欄は、実際の資格取得者数を入力してください。

なお、「技術士」は、技術士法に定められた技術士を指し、「技能士」とは異なります。「その他の技術者」は、建設業法で規定する主任技術者になりうる方を指します。

（８）監理技術者資格者証所持者数

ア　入札参加資格申請日現在における監理技術者資格者証所持者を業種別に入力してください。

なお、資格者証所持者の人数は、会社全体での資格者数とし、１人で何種類も資格を有する方については、該当する資格の欄すべてに入力してください。

イ「合計」欄には該当する資格の延べ人数を入力し、「実人員」欄には実際の資格取得者数を入力してください。

4　個別情報入力

（1）障害者雇用率達成状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）に基づく障害者の雇用義務を達成し、同法第４３条第７項に規定する報告をしている場合、又は、同法に基づく報告義務のない方で障害者（同法における障害者雇用率算定上の障害者の範囲に該当する方に限る。）を雇用している場合は「達成」を、そうでない場合は「未達成」を選択してください。

（2）労働者災害補償保険の加入状況

労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に基づく労災給付に加入している場合は「加入」を、加入していない場合は「未加入」を選択してください。

（3）外資状況

外資系企業（日本国籍会社を含む。）のみ「国名」に外国名を入力し、「(比率　%)」内に当該国の資本比率を入力してください。

なお、「（2）の日本国籍会社（比率１００%)」とは１００%外国資本の会社を、「（3）日本国籍会社（　%)」とは一部外国資本の会社をそれぞれ指します。

（4）適格組合証明

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号）第２条第１項第４号に該当する組合については、中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を入力してください。

（5）グループ経審

平成２０年国土交通省告示第８５号附則四又は六の規定に基づき国土交通省が企業集団として認定した建設業者に係る経営事項審査（グループ経審）の認定を受けている場合は、「企業集団及び企業集団についての数値等認定書」の通知年月日、企業集団に属する企業の商号又は名称及び建設業の許可番号を入力してください。

（6）専門工事実績内容

愛知県への入札参加資格申請においては、入力不要です。画面上部に表示されている自治体が必要としている情報ですので、内容については、表示されている自治体に問い合わせてください。

（7）税の未納がないことの確認

愛知県に納税義務がある事業者の方で、申請要領１（１）エにおいて指定する国税、愛知県税

及び申請要領１（２）アにおいて指定する大口町税について、未納がない場合は、「はい」を、そうでない場合は、「いいえ」を選択してください。
（なお、愛知県及び大口町に納税義務のない方は、「はい」を選択してください。）

（８）納税状況の確認についての同意

大口町に納税義務がある事業者の方で、申請要領１（２）アにおいて指定する大口町税について、本町が納税状況を確認することについて同意する場合は、「はい」を、そうでない場合は、「いいえ」を選択してください（課税番号の入力は不要）。
（なお、大口町に納税義務のない事業者の方は、「はい」を選択してください。）

（９）申請先自治体との指名・契約実績

入札参加資格審査を希望する業種について、入札参加資格申請日から遡って２年以内に、大口町から指名通知を受けた実績及び契約実績がある場合は、「有」を、そうでない場合は、「無」を選択してください（契約実績「有」を選択した方は、指名通知を受けた実績「有」を選択してください）。

※ 大口町から指名通知を受けた実績とは、以下のいずれかの場合をいいます。

・指名通知、見積通知を受けた実績
・一般競争入札（事前審査方式）において、参加資格有りと認められた実績
・事後審査方式一般競争入札で落札者となった実績（落札者以外の方は、指名通知を受けた実績とは認められません。）

別表１　発注工事の種類に対し資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする許可業種（例示）

番号	発注工事の種類（例示）	左の工事種類に対し、資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする業種
1	一般土木工事 （総合的に建設する橋梁工事等の土木工作物を含む。）	土木工事業 （なお、プレストレストコンクリート構造物工事の場合、専門工事の申請が必要です。）
2	舗装工事	舗装工事業
3	しゅんせつ工事 （しゅんせつ船を必要とする工事）	しゅんせつ工事業
4	造園植栽工事	造園工事業
5	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
6	法面処理、ボーリンググラウト、くい打ち、コンクリート打設、モルタル吹付、種子吹付各工事	とび・土工工事業
7	道路標識等設置工事	
8	道路区画線工事	塗装工事業
9	土木工作物塗装工事	
10	建築物塗装工事	
11	下水処理設備工事	水道施設工事業
12	管製作接合工事	〔工事内容に応じて〕 水道施設工事業、鋼構造物工事業
13	水道施設工事	〔工事内容に応じて〕 水道施設工事業、土木工事業
14	機械設備工事（電気設備、電気通信設備、消防施設に該当するものを除く。）	機械器具設置工事業
15	一般建築工事	建築工事業
16	建築物除去工事	解体工事業
17	防水工事	防水工事業
18	汚水処理施設工事	〔工事内容に応じて〕 清掃施設工事業、管工事業
19	さく井工事	さく井工事業
20	管、空気調和設備、冷暖房設備各工事	管工事業
21	電気設備工事	電気工事業
22	電気通信設備工事	電気通信工事業
23	畳工事	内装仕上工事業
24	建具工事	建具工事業
25	消防施設工事	消防施設工事業

（注）一般土木工事及び一般建築工事以外の工事でも、当該発注工事の内容が、技術、その他の理由

により、土木工事業者又は建築工事業者への発注が適当と認められる場合には、この表に関わらず、その工事を一般土木工事又は一般建築工事とする場合があります。

別表２　「契約を締結する営業所の許可業種」及び「資格審査を希望する業種」の略号

略号	業種名	略号	業種名	略号	業種名
土	土木工事業	鋼	鋼構造物工事業	絶	熱絶縁工事業
建	建築工事業	筋	鉄筋工事業	通	電気通信工事業
大	大工工事業	舗	舗装工事業	園	造園工事業
左	左官工事業	しゅ	しゅんせつ工事業	井	さく井工事業
と	とび・土工工事業	板	板金工事業	具	建具工事業
石	石工事業	ガ	ガラス工事業	水	水道施設工事業
屋	屋根工事業	塗	塗装工事業	消	消防施設工事業
電	電気工事業	防	防水工事業	清	清掃施設工事業
管	管工事業	内	内装仕上工事業	解	解体工事業
タ	ﾀｲﾙ・れんが・ブロック工事業	機	機械器具設置工事業		

別表３　専門工事を希望する業種の略号

業種名	工事内容	略号
土木工事業	プレストレストコンクリート構造物（PC）	プ
とび・土工工事業	道路標識工事	標
	防護柵工事	防
	視線誘導標工事	視
	反射鏡工事	反
	道路鋲工事	鋲
	遮音壁工事	遮
	法面保護工事	法
塗装工事業	路面標示工事	路

別記様式

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務がないことの申出書

年　　月　　日

大口町長　様

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名

下記理由により、健康保険､厚生年金保険及び雇用保険の届出義務のないことを申出します。

【健康保険及び厚生年金保険】

□従業員５人未満の個人事業所であるため。

□従業員５人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

□その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

年　　月　　日、関係書類（　　）に問い合わせを行い判断しました。

【雇用保険】

□暫定任意適用事業に該当する個人事業主であるため。

□役員のみの法人であるため。

□使用する労働者の全てが６５歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。

□使用する労働者の全てが、別表の「被保険者にならない者」に該当するため。

□その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

年　　月　　日、関係書類（　　）に問い合わせを行い判断しました。